

に踏み込む必要性がないものだった」と認定することによって、傾斜がもっとも大きいところでは40度以上あり、滑落防止のために特別な措置をとる必要があったという、当方の主張を斥けた。また、Aさんは、被災後、公務災害認定請求するための手続について具体的な教示を受けていない（そのことは県も否定していない）のだが、自分から「被災直後に公務災害認定請求しないという意思表示を行った」と認定した（職権で報告をすべきであるという点は無視）。

#### ◆争点に対する判断

安全配慮義務違反については、Aさんの業務内容は急傾斜地に入ることを想定していないので損害発生防止義務違反ではなく、Aさんの申し出により被災後3週間は現場に入ることをやめさせていたから、その後、同じ業務につけたとしても損害拡大防止義務違反は認められず、無給の療養休暇支給について教示しなくとも問題はないとした（非正規であっても無給の療養休暇が取得できる制度があったのだが、Aさんの上司はそのことを知らず（尋問でも明言）、Aさんは医療機関に通院することすらままならなかつた）。

また、横浜地裁は、公務災害補償手続の履践上の問題について、たしかに速やかに行われたとはいえないが、「職権により公務上の災害であるか否かの認定を行う形式になっているが、実際上は被災職員からの公務災害認定請求を受けて認定手続が開始される運用」になっているのだからしかたがないと県を免責した。職権で行うべきだが運用は違うから、申請が遅れたことは被災者が悪い、というのは、条例適用という補完的な制度しかない非正規公務員に一方的に不利益を押し付けるものだ。そして、労災や正規公務員に対する被災の認定は行政処分だが、非正規公務員に対する公務災害認定は行政処分ではないから、正規公務員の被災に係る標準処理期間の定めは適用されない、とも明言した。

さらに、私たちは、Aさんの勤務していた「分室」は、労災保険法が適用される事業場だったはず、との主張をしていたが、裁判所は、事業場の判断は「認定通達」に基づく取扱いが一般的であるとし、Aさんの所属していた部は25名程度で小規模で独立性を欠くと、県の行政慣行を尊重した。

Aさんに対する療養補償は、そのごく一部しか認められていない。この点に関しては、傷病のうち1つしか公務起因性を認めず、その1つ

についても、「一般に2～4ヶ月で治癒するはず」と一般論のみを述べて、現に診察を行っている主治医の診断書や意見書、診療記録の内容を無視した。

#### ◆裁判所は何のための機関か

Aさんは、きわめて優秀で、目の前の課題に真摯に向き合う方だ。林業職というあまり知らない業務の潜在的な危険性や非正規公務員が被災したときの問題点について、毎回のうちあわせ時に、わかりやすく説明していただいた。また、頭の中も手元の大量の資料も、すばらしく整理されていて、ご自身が作成した被災報告が上司の添削などを経て変えられていく過程も立証できた。

県にとっても、そんなAさんはとても貴重な「人材」であったはず。ごくごく低い賃金でAさんの林野の保全に関わる仕事をしたいという「やりがい」を榨取し、便利に使ってきた。Aさんは、使えるだけ使い、被災したり、正当な権利を（ごく控えめに）主張したりしただけで放り出される、非正規公務員の在り方に、根源的な疑問を持ち、今回の訴訟提起に至った。一審途中から受任した私たちも、非正規公務員と正規公務員との間の理不尽な待遇の違いや、Aさんが誇りを持って務めてきた業務の内容について、できるだけ具体的に裁判所に伝えてきたつもりである。

しかし、裁判所は、現実に発生している格差に目をつぶり、「最初から法的な身分が違うのだから仕方ないでしょう」と言わんばかりの現実追認の姿勢をとった。司法は、個別の人権侵害を事後的に救済する機関であろう。事実として、許されるべきではない格差（理不尽である以上、それは「差別」だ）が存在する以上、裁判所は、その解消のために悩み、事後的に可能な限度で救済すべきではないのか。その悩みすら示さなかった横浜地裁の判決には深い憤りを覚える。

その一方で、Aさんが勇気を持って裁判を提起したことで、非正規公務員の公務災害の問題がクローズアップされ、全国的な問題であることが注目されるきっかけとなったこと、神奈川県内のさまざまな闘いとつながれたことなど、本件訴訟によって勝ち取られたものも多い。私たちは一歩一歩進んでいくしかない。Aさん、本当に疲れさまでした。

（本件は官製ワーキングプア研究会への相談を経て、監事の野村修一弁護士と共同受任した。）

### 争いを終えて、感想とお礼

原告 渡辺 智子

・裁判では、上司の証言が次々に採用され、私の主張は一蹴された。結審では、重要証拠7つと最終準備書面の一部が、時期に遅れたとして却下された。提訴したら、判決では、県の主張を裁判所が補って、提訴前より悪い事実認定になった。事実認定の誤りは、職場や林業、医療の関係者ならすぐ分かる。一部勝訴を信じていたが、なぜなのか。力で踏みつぶされたように感じた。

・非正規の公務災害が不適切に扱われることで生じる問題は、単なる費用補償の問題だけでなく、勤務条件や職場の安全配慮の悪さと相まって、治療に支障をきたすこと、休業が増えて労働能力が低下すると雇い止められ、抵抗すればパワハラにあうことにある。元々が正規の代替要員だから、職場の危険性に触れることなく壊れたから使い捨てるという扱いに不満も高まる。

・県には働く者の安全や健康を大事にして欲しかった。事実を明るみにして、違法性の判断を仰ぎたいと思い、提訴した。

・働きにくさや不満、その原因と繋がりを説明するのが難しかった。2015年、研究会が実施した非正規公務員ワークルール調査で全国自治体での実態が明らかになると気持ちが少し楽になった。

・私の問題は行政（非正規）、林業労働安全、医療の分野に亘っていて、問題を解くには、職員、労組、労働問題や林業労働安全の専門家、医師の協力が必要だった。職場の関係者の協力は得られていない。

・任期の短い非正規公務員に、傷病認定後に療養補償請求書を交付する手順の公務災害補償を適用することは、補償開始までに時間が掛かり過ぎ、休業が長引けば、手続きの放置、雇い止め、補償の打ち切りにつながってしまう。制度がなじまない。

＜今、被災直後の自分にアドバイスするとしたら＞  
①被災したら健康回復を最優先させ、完全に治癒したと実感できるまで休業すること。そのための協力を医師に求めること。受傷直後に職場に公務災害手続きを開始してもらい、休業中でも認定手続きを進めて貰うこと。有期任用は一時、健康は一生。

②指定医療機関を受診すること。療養費の請求は医療機関に任せ、窓口では支払わないこと。

やむなく健康保険を使用する場合は、保険者に業務災害を報告し、空白期間における保険者切り替えの際にも情報を繋げて報告していくこと。医療機関や保険者に関与して貰うことで、業務災害隠しや職場の手続き遅滞をある程度は抑止できる。

③職場が即対応しないなら、すぐに労働基準監督署に相談すること。昨年、私が県内外の複数の監督署に職場の対応を相談したところ、その場で各種の労災補償請求書が貰え、専門的で迅速な指導と労災医員の後遺障害診断が受けられた。労災法が適用される非正規公務員はいるし、たとえ適用外でも相談することで救われることもある。

④職場で支援者を探すこと。職場の労組にしがらみがあれば、個人加入できる外部の労組、非正規を多く抱える異業種の公務員労組に加入し支援を受けること。その他、相談先として、総務省人権相談窓口、社会保険労務士、行政書士（後遺障害）、司法書士、労働弁護士（公務災害・労災・非正規公務員問題）、神奈川労災職業病センター、当研究会などがある。議員やマスコミへの相談は、職場は圧力ととらえて嫌悪感を示すだけに威力は大きい。

⑤職場の相談窓口や情報公開制度を活用すること。

⑥裁判で真実は明らかにならず、費用も時間もかかり、立証は想像以上に大変で力が要る。自分が納得できる解決法を様々探すこと。（※他にあれば教えてください。）

#### ＜最後に＞

一番中にできることはやり尽くした。無職のまま、任用期間より長く争った。裁判継続中は治療にも影響がでた。時間も労力も資金も尽きた。判決は酷くて受け入れられないが、控訴は止めた。声を上げたことで、問題を共有してくれる方や支援してくれる方に会え、励まされ、アドバイスを頂き、裁判も傍聴していただき救われた。他の原告の方とも話せた。受傷した8年前までをたどると、様々なことがあり人の顔が浮かぶ。

これまでの注目とご支援、ご指導ありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。新たに提訴された方々の勝訴を信じ応援しています。

## 韓国新政権への期待～大幅な正規職雇用実現へ

理事長 白石 孝

### 雇用改善をめざすムン・ジェイン新政権

韓国はいま大きく変わろうとしている。5月9日、ムン・ジェイン(文在寅)大統領が誕生した。日本の大手メディアは「反日、北朝鮮擁護のとんでもない政権」などとネガティブキャンペーンに終始しているが、「第19代大統領選挙公約」(マニュフェスト)では、不正・腐敗撲滅、民主・人権「強国」、雇用などを大きく掲げ、民主的で公平・公正な政権への期待が膨らむ。通常は大統領職の引き継ぎに一定期間が置かれるが今回は当選と同時ということもあり、100人からなる「国政企画諮問委員会」が70日間かけた政策検討を進めているのも特徴だ。

大統領第1号業務指示が「雇用委員会」(議員、労組、研究者など30人で構成)設置で、最初の訪問先が仁川国際空港だった。空港の公社には約1万人が働くうち8割が非正規労働者で、これまでも正規職化や待遇改善をめぐってのストも行われ、非正規労働者問題の象徴的な職場だった。選挙の勝利もとりわけ都市部の青年層からの雇用政策への支持が大きく影響している。

「雇用創出」の4大マニュフェストは、①大統領直属の「雇用委員会」設置、②公共部門中心に81万人雇用創出、③実労働時間短縮などワークシェアリングで民間部門50万人雇用創出、④性別・年齢別オーダーメイド型雇用対策で雇用不安解消、となっているが、日本ではほとんど紹介されていない。

この労働政策の核心部分の多くは、パク・ウォンスン(朴元淳)ソウル市長が策定、実施中のものを採り入れており、首都ソウルで実現している政策が国レベルでも実現出来るかどうか、今後1~2年が正念場だろう。(この項は『全国労働運動研究レポート』7月号用原稿から)

### 第19代選挙公約のうち労働政策の要旨

6月7日、韓国の国会議員会館で与党となつた「共に民主党」のウ・サンホ元院内代表の補佐官(政策秘書)イ・サンホさんに説明していただいた。

公約のタイトル「ともに成長する大韓民国」では、4:雇用が用意された大韓民国、5:成長動力があふれる大韓民国、6:全国がまんべんなく良く暮らす大韓民国で雇用・労働政策を記載している。

●まず、「労働」より「雇用」に重点を置く、つまり国民の関心は失業や雇用不安について高かった。

「共に成長する」経済政策と雇用政策は深く関連している。ILOが基調としている所得主導政策の韓国版だ。「雇用を作る、悪い雇用を改善」し、労働者の権利を確保する。なぜ、選挙の争点になったのか、それは韓国の状況を反映しているからだ。2008年から今年までの10年間、李明博と朴槿恵の2

人の保守大統領は雇用を作りださず、少子高齢化を進めてしまった。保守の政策は、輸出、大企業中心の経済政策で、私たちは中小企業を育成し、内需拡大=雇用を生み出す経済政策だ。単純に所得向上させるだけではダメで、良い雇用を循環させることが重要で、そのためには、

①大統領直属の「雇用委員会」を命令第1号で設置した。委員会は大臣など政府から18人、労働組合両ナショナルセンターなどから15人で構成している。

②公共部門で81万人の雇用を創出する。しかし、どの職種で何人かとかその詳細などが詰められておらず、委員会で計画を検討する。「公共部門で」という政策は、「まずは政府が主導して良い雇用を作る」という意志を表しているからだ。背景としては、OECD諸国における公共部門の労働者比率が高く、それに比べ韓国が圧倒的に低い現状がある。

③時短を通じての雇用創出。年間2,100時間を超え、さらに2,400時間以上の長時間労働が20%以上という現状だ。前保守政権は、法定40時間にプラス12時間上限について、行政指針で土日勤務も入れ68時間までとし、過労・過重労働が増える一方、雇用は拡大しない二極構造になっていた。休暇を取得でき、日曜休日労働を減らすことが大切だ。

●年代、性別～女性、男性、高齢者、青年などに応じた雇用政策。青年雇用についてはこれまで公共部門で3%義務制だったが、さらに5%に拡大し、民間事業所にも適用する。中小企業に関しては補助金も出す。また、ニートの求職活動支援や起業支援も行う。中年については、「希望退職」という名の退職奨励が行われているが、失業中の所得補償やこれを正す政策が必要。また、韓国では早期退職して起業する人も多く、その支援策も行う。65歳以上の高齢者について雇用機会提供、支援金支給。女性雇用に関する両性平等の法律があるが、5人未満事業所は除外していたが適用する。妊娠出産や性差別を監督する機関を設置する。

●非正規職を減らし、雇用を改善する。當時持続的業務の非正規職を減らし、正規職を増やす。ムン・ジェイン大統領の意志は固い。就任最初の訪問地が仁川国際空港、1万人の労働者で正規職は千人未満、多くが非正規職や下請けで働いている。これを正規職転換するのは相当に大変だ。現在、様々な方法を労使で検討し、専門家も関与している。ここで転換が実現出来れば、民間事業所への適用は拡大する。

このように韓国新政権はスタートした。次号で続編を掲載する。

## NPO法人官製ワーキングプア研究会 2017年度定期総会を開催しました

6月13日（火）に千代田区立日比谷図書文化館で開催し、正会員123名中64名（出席26、委任状出席38）が参加し、事業報告・決算報告を承認し、事業計画・予算・役員改選がされた。役員は理事1名が退任、後は再任されました。理事は白石孝（理事長）、山本志都（副理事長）、上林陽治、竹信三恵子、本多伸行、安田眞幸、山下弘之、山室徳子、監事（2名）は玉城恵子、野村修一

### 2016年度の主な事業を掲載します。

- (1) 改正2法案（地公法、自治法）に関する取り組み ①総務省臨時非常勤職員の在り方研究会報告を読む講座を1月23日開催、参加者約70人、報告は理事中心。②研究会コメント「官製ワーキングプア解消とは程遠い地方公務員法・地方自治法改正案」を3月20日に発表。③法案国会審議を前にして「院内研究集会」を、なくそう！官製ワーキングプア集会実行委員会と共に4月3日、参議院議員会館で開催、参加者60人、主催メンバーによる法案批判と現場からの発言、現場主体の発言と資料、そして最初の院内での取り組みということで、反響は大きかった。
- (2) なくそう集会 ①第4回大阪集会を11月3日、エルおおさかで開催、参加者150人、特別企画として滋賀県野洲市山仲市長を招いてのシンポは画期的だった。②第8回東京集会 11月23日、文京シビックセンタースカイホールで開催、参加者約90人
- (3) 「実践セミナー」 7月17～18日、高松市で開催、14人参加
- (4) 韓国調査第5回 17年1月20日、白石理事長、韓国労働社会研究所金鐘珍訪問
- (5) 非正規公務員の公務災害補償に関する取り組み

北九州市で遺族が公務災害認定申請をしようとしたが、申請自体を拒否されたことを契機に、研究会声明を12月19日に公表。石川県津幡町でパワハラ補償請求を共同通信が配信したが、記者への情報提供、レクを理事3人で行った成果。

- (6) 研究会レポートの発行 第17号を4月、第18号を7月、第19号を10月、第20号を1月に発行、発送。
- (7) 龍谷大学脇田・矢野研究グループと共に、韓国労働社会研究所金鐘珍研究委員を招聘し、京都と東京で研究会及び公開講座を3回（2月14、15、16日）開催
- (8) 相談業務及び訴訟支援 ①サイトからのアクセスが多く、当事者、メディア、研究者などからの問合せや相談に対応 ②神奈川県森林職臨時職員公務災害事故に関わる訴訟を支援
- (9) 報道、出版 ①NHK「あさイチ」6月1日、AbemaTV「みのもんた～夜バズ」で10月8日、12月4日放送 ②理事による執筆は多数に上る
- (10) ホームページの継続開設

### 「なくそう！官製ワーキングプア

#### 第5回大阪集会」を9月23日に開催

- 第5回大阪集会 9月23日（土・祝）10:00～16:40（交流会あり）、エルおおさか南館5階ホール。
- 分科会（10:00～12:00）、全体会（13:00～16:40） リレートーク「たたかいの現場から」、「地公法・地方自治法改正と総務省通知・マニュアル」（上林陽治）、パネルディスカッション「これからの中正規公務員」（竹信三恵子、増田京子箕面市議、公務労働者（特別職・一般職）、弁護士）、ソウル市調査報告「進む正規職化、激動する韓国に学ぶ」（妹尾知則龍谷大非常勤講師）、総括コメント（森岡孝二関大名誉教授）

### ＜編集後記＞

今号は12頁、総務省の改正法マニュアルについてもう少し詳しく取り上げたかったが、7月30日と9月23日の集会をふまえ、さらには研究会と

しての検討会をふまえ、次号で特集したい。韓国については、この1年が正念場、行方に注目したい。（白石）

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2017年8月・第22号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号（JR・東京メトロ四ツ谷駅）

携帯電話：090-2302-4908/FAX：042(474)9520/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：<http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。